

## 「採用内定者の皆様へ」

### I 採用内定後の諸手続

採用内定後の諸手続において、提出期日までに在学証明書（**2022年4月1日以降**の交付日）等の必要書類を提出できない場合には、採用資格の確認ができないため、採用内定を取り消す場合がありますので、ご注意ください。また、日本学術振興会特別研究員—DCに採用が内定した方は、長井記念薬学研究奨励支援の採用資格を喪失しますので、下記の本学会担当まで至急ご連絡ください。なお、受給中や申請中のその他奨学金がある場合には、申請書に記載することとなっておりますが、記載漏れ等が判明した場合には採用が取り消しとなる場合がございますので、再度ご確認いただき、現時点での受給中や申請中にて申請書より追加がある場合には必ずご連絡ください。受給中の奨学金の証明書の提出は**2022年4月6日（火）**までにご提出ください。

公益社団法人 日本薬学会 学術課 学術事業担当

E-mail: [gakuji@pharm.or.jp](mailto:gakuji@pharm.or.jp)

#### 1. 採用手続について

採用を決定するためには、貸与を受ける者としての資格要件を満たしていることを確認する必要があります。確認および事務手続のために必要な書類のデータを期日までにメール添付にて、提出してください。

該当箇所を熟読の上、手続書類を作成し提出してください。

なお、手続書類は①～③は**2月25日（金）**迄に、④は**4月5日（火）**迄に提出することが必要です。提出期限までに必要書類を提出できない場合には、事前に日本薬学会までご連絡ください。

提出先：公益社団法人 日本薬学会 学術課 学術事業担当

E-mail: [gakuji@pharm.or.jp](mailto:gakuji@pharm.or.jp)

#### 2. 手続書類

(メールのタイトル部分に長井記念薬学研究奨励支援事業と受付番号を明記してください)

- ① 誓約書
- ② 口座振込依頼書（通帳のコピーも添付）
- ③ 住所等調書
- ④ 在学証明書

～各書類の留意事項～

- ① 誓約書

表面・裏面とも内容を確認し理解した上で署名してください。

## ② 口座振込依頼書

研究奨励金の送金のため、記入漏れや誤記入のないよう作成してください。

振り込み口座確認のため通帳のコピー（表紙と表紙裏ページ）も添付してください。

## ③ 住所等調書

書類等の送付をするため、記入漏れや誤記入のないよう作成してください。

長井記念薬学研究奨励支援申請書に記載された連絡先や住所は、本書類に記載された内容に修正するため、**2022年4月1日時点**の内容を記載してください。

## ④ 在学証明書

貸与を受ける者は「採用時に我が国の4年制博士課程あるいは薬学系大学院博士後期課程に在学している」ことが必要です。その確認のため、在学証明書を提出してください。

在学証明書は、2022年4月1日以降の発行日のもので、(i)氏名、(ii)生年月日、(iii)4年制博士課程あるいは博士後期課程の入学年月(編入学年月)、(iv)公印、(v)在籍年次、(vi)所属教室・指導教員が記載されている必要があります。発行される証明書が上記の必要事項を含んでいない場合には、在学する大学の事務にて、発行済の証明書に加筆・押印(公印・電子印影可)してもらってください。

## 3. 変更手続について

下記の変更事項がある場合は、必ず、メールにて事前に連絡の上、変更手続を行ってください。

### (1) 口座振込依頼書・住所の変更を希望する場合

2月25日必着となっている②「口座振込依頼書」③「住所等調書」を提出後、当該手続書類の記載内容の変更を希望する場合、②「口座振込依頼書」③「住所等調書」に変更内容を記載の上、本学会に提出してください。

### (2) その他奨学金の受給が決定した場合

## II 貸与を受ける者の義務等

(1) 貸与を受ける者は、申請書記載の研究計画に基づき研究に専念しなければなりません。また、研究に専念していないと認められる場合、または研究の進捗状況に著しい問題があるなどの場合には、貸与の資格を取り消すことがあります。この場合、原則として貸与済みの研究奨励金を返還していただくこととなりますのでご留意下さい。

(2) 貸与を受ける者が、常勤職に就いた場合には、貸与の資格を喪失します。

- (3) 貸与を受ける者が、博士課程を退学、停学、休学、留年する場合は、貸与の資格を喪失します。また学生として海外の大学・大学院に在籍する場合は、貸与の資格を喪失します。ただし、共同研究等で短期留学する場合、国内の大学に籍があれば貸与の資格は喪失しません。

※出産・育児等、特別な事情により貸与の中断を希望される場合は、事前に本学会にお問合せ下さい。

- (4) 貸与を受ける者は、毎年度末に研究報告書（A4用紙1枚）を提出しなければなりません。また、学会発表を行った場合にはそのリスト、論文発表を行った場合には別刷りを提出しなければなりません。さらに、学位を取得した場合は、博士論文と学位（博士）取得証明書を提出しなければなりません。別刷、博士論文はPDFでの提出も可能です。

- (5) 本学会に博士論文と学位（博士）取得証明書を提出することにより、貸与された研究奨励金の返還免除の資格が得られます。なお本学会会員のための支援であるため、資格発生後3年間本学会会員であった場合に返還免除者として正式に認定されます。

※会員継続の有無にかかわらず、学位取得されると返還免除となっておりましたが、2021年度採用者より学位取得後3年間会員継続が必要となりましたのでご注意ください。

ただし、学位を取得できなかった場合や博士論文と学位（博士）取得証明書を本学会に提出しなかった場合は、貸与済みの研究奨励金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

※何らかの理由により、課程博士を期限内に取得できない場合は、本学会にお問合せ下さい。

- (6) 博士論文およびジャーナル等への発表論文には長井記念薬学研究奨励支援について謝辞を記載してください。

本事業の和名および英文名

- ・ 和名 日本薬学会長井記念薬学研究奨励金
- ・ 英名 Nagai Memorial Research Scholarship from the Pharmaceutical Society of Japan

- (7) 日本薬学会主催の学術集会（年会、支部、部会、シンポジウム等）あるいは日本薬学会発行の学術誌での発表を行って下さい。なお、貸与を受ける者のなかから、本学会の推薦に基づき日本薬学会年会シンポジウムでの発表を行っていただく場合があります。

- (8) 研究における不正行為等、貸与を受ける者としてふさわしくない行為があった場合には、貸与の資格を取り消して貸与済みの研究奨励金を返還していただくことや、研究奨励金の貸与を停止することがあります。

なお、貸与を開始する前に誓約書の提出を求めます。

### Ⅲ その他

(1) 活動調査について

貸与終了後の追跡調査に、ご協力下さい。就業後に研究成果や本事業に対する感想について、執筆を依頼することがあります。

(2) 長井記念若手薬学研究者賞について

「博士論文と学位（博士）取得証明書の提出」後 5 年目の活動調査で、長井記念薬学研究奨励事業の趣旨と理念にある、薬学の発展に寄与する強い意志を持って活動している研究者を表彰し、「長井記念若手薬学研究者賞」を授与します。

(3) 日本学術振興会特別研究員—DC について

採用期間中に、日本学術振興会特別研究員—DC の資金を受けていたことが確認された場合には、貸与の資格を取り消すとともに、その期間の貸与済みの研究奨励金を返還していただきます。

(4) 指導教員について

指導教員には、申請書類の指導教員コメント（800 字）や返還猶予や返還免除資格等の各種書類でのご署名とともに、採用者とのご連絡が取れなくなった際にお問合せをさせていただくこととなります。

(5) 本学会会員種別について

以前ファームパスポートにご登録いただいている卒業年度が経過しているため、自動的に一般会員へ変更となっている場合がございますので、ファームパスポートにて会員登録状況をご確認のうえ、該当しているかたはご変更をお願いします。

ファームパスポート：<http://passport.pharm.or.jp/passport/index.asp>

会員状況等の問合せは、会員担当（kaiin@pharm.or.jp）までご連絡ください。